



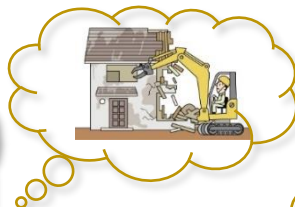
八王子市に空き家をお持ちの方へ

令和7年度版

空き家を相続したら

早期の取壊し・売却の支援制度があります

空き家の期間が長期化し、管理が行き届きづらくなると、近隣の迷惑につながる恐れがあります。
相続により取得した空き家については、早期に取壊しや売却等を行うときに、以下の税制優遇や補助を受けられる場合があります。



空き家の譲渡所得の 3,000 万円特別控除

昭和 56 年 5 月以前に建築された空き家を相続し、その家屋又は敷地を相続発生日から 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに譲渡した場合には、その譲渡所得から最大 3,000 万円の特別控除を受けられます。適用には、売主又は買主が耐震改修工事又は取壊しをすることが必要です。

※1 令和9年(2027年)12月31日までに譲渡したものが対象になる、時限措置です。

※2 右記の除却支援補助金との併用はできません。

詳細はこちらから
(市ホームページ)→



令和7年度八王子市 未耐震空き家除却支援補助金

左記の特別控除を受けられない場合で、市では、耐震性がない木造一戸建て空き家を、相続発生日又は相続発生日以前から居住していた者の死亡日から 10 年を経過する日の属する年度の2月末日までに除却する場合には、工事費用の一部を補助します。

【補助額】 対象経費の 3 分の 2 以内
(上限:最大 100 万円)

※3 予算がなくなり次第終了します。

※4 左記の特別控除との併用はできません。

※5 補助上限額は相続発生日からの経過年数によって変動します。

詳細はこちらから
(市ホームページ)→



あなたは対象ですか？
裏面で可能性をチェック！



問合せ先

〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1

八王子市役所まちなみ整備部住宅政策課 TEL042-620-7260 FAX042-626-3616

取壊し、売却をお考えの建物が支援制度の対象か 可能性をチェックしてみましょう！

(下記に該当しない場合も、お気軽にお問い合わせください。)

令和7年度の内容です。詳細
はお問い合わせください。



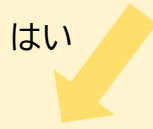
- ・相続で取得した空き家(建物)で、事業の用又は貸付けの用等に使われていない
- ・被相続人が相続直前まで当該家屋に居住していた(老人ホーム等を含む)
- ・昭和56年5月31日以前に建築されている

全てに該当



建物の取壊しに着手した

はい



相続発生日※において被相続
人以外の居住者がいなかった

はい



建物又は敷地を相続発生日※から3年を経過する日
の属する年の12月31日
までに売却した(する予定)

はい



「空き家の譲渡所得の3,000万
円特別控除」の対象になる
可能性があります

いいえ



耐震リフォーム等をしていて(す
る予定があり)耐震性がある

いいえ



相続発生日※から3年を経過する日の属す
る年の12月31日が既に経過している

いいえ



建物又は敷地を売却
しない、又は相続発生日※において被相続人
以外の居住者がいた

はい



はい



相続発生日※又は相続
発生日以前から居住
していた者の死亡日
から、10年を経過す
る日の属する年度の2
月末日までに取壊しを
完了する予定がある

はい



「八王子市未耐震空き家除却支援補助金」
の対象になる可能性があります

※相続発生日とは、被相続人の死亡日を指します。

その他要件等がありますので、以下までお気軽にお問い合わせください。

〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1

八王子市役所まちなみ整備部住宅政策課 TEL042-620-7260 FAX042-626-3616